



# 芦屋市下水道ビジョン



# 芦屋市民憲章

昭和39年（1964年）5月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本文を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
文化の高い教養豊かなまちをきずきましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
青少年の夢と希望をすこやかに育てましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
健康で明るく幸福なまちをつくりましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましよう。

# 目 次

<b>第1章 芦屋市下水道ビジョン策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1-1 趣旨及び目的.....	2
1-2 計画の位置づけ.....	2
1-3 計画期間.....	2
<b>第2章 芦屋市下水道事業の概要</b> .....	<b>3</b>
2-1 下水道事業の沿革.....	4
2-2 下水道施設の整備状況.....	5
2-3 組織体制.....	8
<b>第3章 芦屋市下水道事業の現状と課題</b> .....	<b>9</b>
3-1 施設整備.....	10
3-1-1 管路.....	10
3-1-2 処理施設.....	12
3-2 危機管理.....	13
3-2-1 集中豪雨の多発.....	13
3-2-2 大規模な地震の発生.....	16
3-3 水環境の保全.....	18
3-3-1 下水処理の高度化.....	18
3-3-2 合流式下水道の改善.....	18
3-4 使用料と財務状況.....	20
3-5 情報公開.....	22
3-6 旧ビジョンの実施状況.....	24
<b>第4章 目指すべき将来像</b> .....	<b>27</b>
4-1 経営理念.....	28
4-2 基本方針と基本目標.....	29
<b>第5章 将来像実現のための施策</b> .....	<b>31</b>
5-1 下水道機能の維持（資産管理の最適化）.....	36
5-2 災害に強い下水道の構築（災害対策の充実）.....	40
5-3 水質保全（環境に配慮した下水道経営）.....	44
5-4 安定した事業経営（経営基盤の強化）.....	46
5-5 効果的な情報発信（コミュニケーションの充実）.....	48
<b>用語の解説</b> .....	<b>50</b>



## 第1章

## 芦屋市下水道ビジョン策定にあたって

- 1-1 趣旨及び目的
- 1-2 計画の位置づけ
- 1-3 計画期間

## 1-1 趣旨及び目的

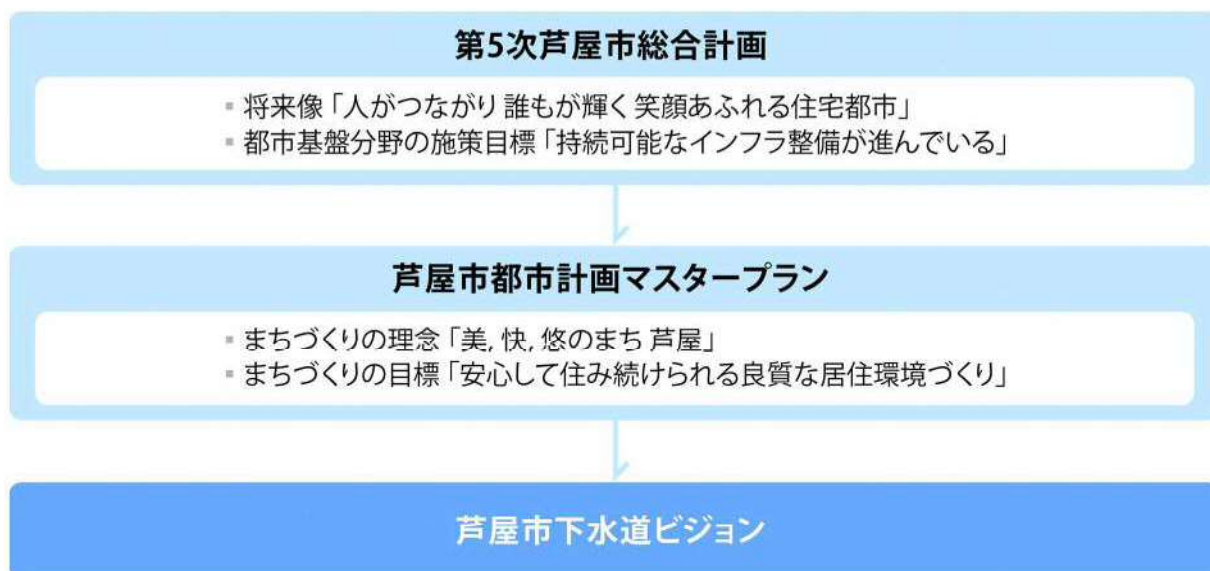
下水道は、日々の社会活動によって汚れた水を浄化し、再び水循環のサイクルに戻す役割を担っており、都市の活動やそこに暮らす人々の生活になくてはならない重要なインフラです。こうした下水道の役割は変わるものではありませんが、近年の社会状況等の変化に伴い、下水道には新たな課題の解決が求められています。

これまで芦屋市では、「下水道中期ビジョン（平成 23 年度～平成 32 年度）（以下、旧ビジョン）」に基づいて事業を進めてまいりましたが、着実に進行する下水道施設の老朽化や近年多発する局地的な集中豪雨、大規模地震などに対する取組に加え、海や河川などの水質改善も進める必要があります、取り組むべき課題は多岐にわたります。

そこで、今後の社会情勢の変化にも対応し、将来にわたり良好な下水道サービスを提供できるよう令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間の事業運営の指針とした「芦屋市下水道ビジョン」（以下、本ビジョン）を策定しました。

## 1-2 計画の位置づけ

本ビジョンは、本市の最上位計画である「第 5 次芦屋市総合計画」、まちづくりの基本方針である「都市計画マスタープラン」のほか、関連する下水道計画を踏まえ、今後 10 年間の下水道事業の方向性を示すものです。また国が公表している「新下水道ビジョン」、「新下水道ビジョン加速戦略」とも整合を図っています。



## 1-3 計画期間

令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間とします。



## 第2章

## 芦屋市下水道事業の概要

2-1 下水道事業の沿革

2-2 下水道施設の整備状況

2-3 組織体制

# 芦屋市下水道事業の概要

## 2-1 下水道事業の沿革

芦屋市は、兵庫県の南東部、大阪と神戸のほぼ中間に位置し、面積約 1,857 ha、東西約 2.5 km、南北約 9.6 km と南北に細長い市街地を形成しており、北は六甲山、南は大阪湾に面し、気候温和な自然環境と便利な交通環境など、生活条件に恵まれた住宅都市です。

芦屋市における下水道整備は、昭和 10 年（1935 年）に始まりました。戦争により事業中断を余儀なくされた期間を経て昭和 30 年（1955 年）に事業再開しています。

その後、昭和 37 年（1962 年）から昭和 47 年（1972 年）にかけて伊勢ポンプ場、大東ポンプ場、南宮ポンプ場を完成させ、昭和 49 年（1974 年）からは伊勢ポンプ場に代わり芦屋下水処理場の供用を始め、平成 13 年（2001 年）からは、南芦屋浜下水処理場の供用も始めています。

下水道事業開始から約 70 年が経過した平成 19 年度（2007 年度）末に、下水道普及率<sup>\*</sup>100%を達成しています。（表 1）

表 1 芦屋市下水道事業の年表

年	市・施設の状況
昭和 10 年（1935 年）	下水道建設に着手、南部地域に下水道管を布設
昭和 18～29 年（1943～1954 年）	戦争による資材不足で工事中断
昭和 37 年（1962 年）	伊勢ポンプ場の完成
昭和 38 年（1963 年）	下水道事業供用開始
昭和 39 年（1964 年）	大東ポンプ場の完成
昭和 46 年（1971 年）	芦屋下水処理場の建設開始
昭和 47 年（1972 年）	南宮ポンプ場の完成
昭和 49 年（1974 年）	芦屋下水処理場の供用開始
昭和 51 年（1976 年）	芦屋下水処理場場内ポンプ場の完成
昭和 52 年（1977 年）	芦屋下水処理場水処理第 2 系列の完成
平成 7 年（1995 年）	阪神・淡路大震災
平成 8 年（1996 年）	南芦屋浜下水処理場の建設開始
平成 13 年（2001 年）	流域下水污泥処理事業に送泥開始
平成 13 年（2001 年）	南芦屋浜下水処理場の供用開始
平成 18 年（2006 年）	合流式の水質改善に着手
平成 19 年（2007 年）	下水道普及率 100%達成
平成 24 年（2012 年）	奥山下水処理場の廃止
平成 30 年（2018 年）	地方公営企業法の財務規定等を適用



## 2-2 下水道施設の整備状況

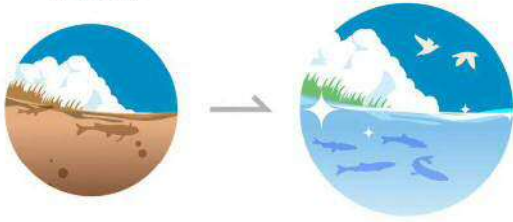
芦屋市には、総延長約 321km の管路と 2 箇所の下水処理場、5 箇所のポンプ場（処理場内ポンプ場 2 箇所含む）があります。



図 1 芦屋市の下水道施設

## Column 下水道の役割と仕組み

### 役割

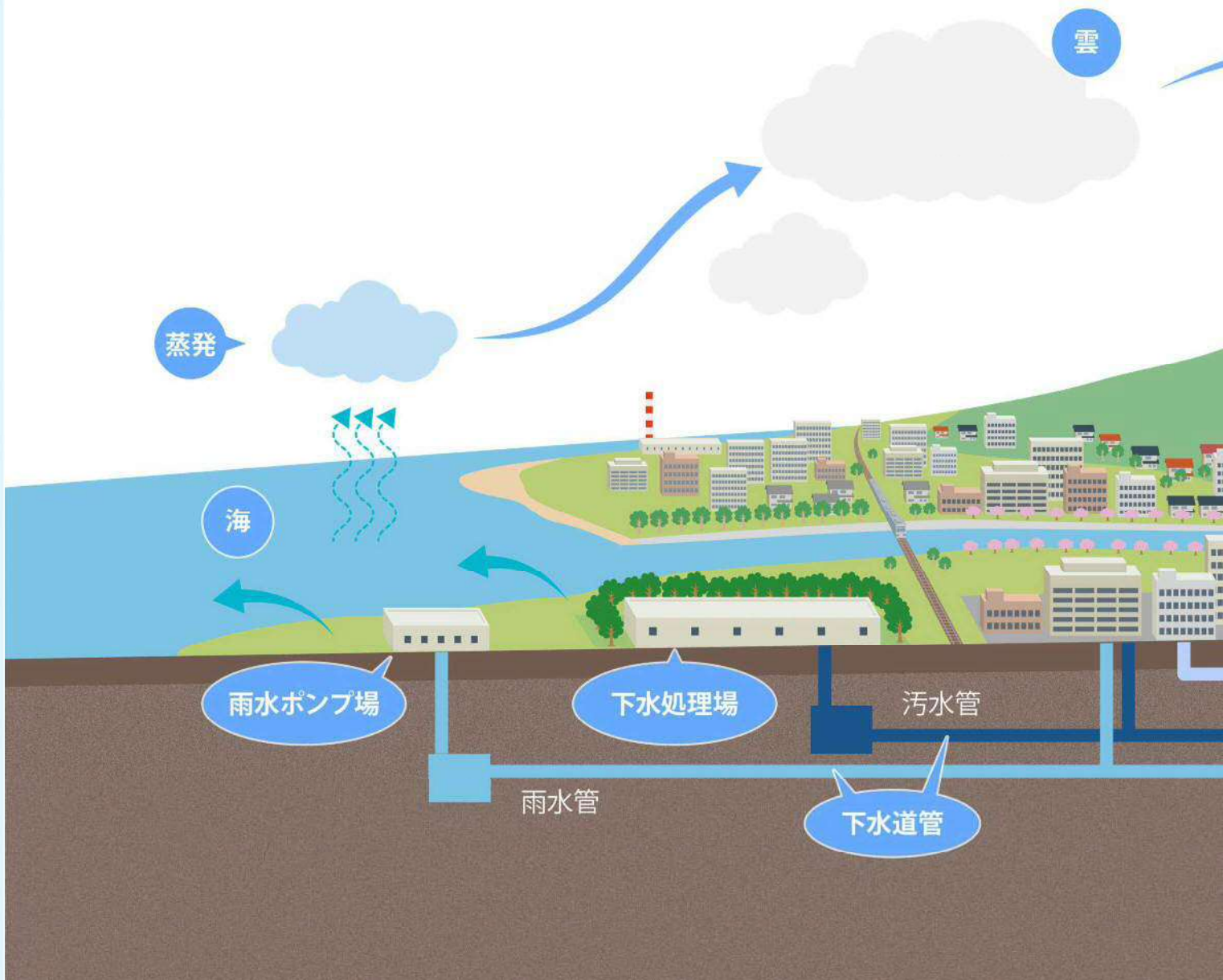


### きれいな川と海を守ります

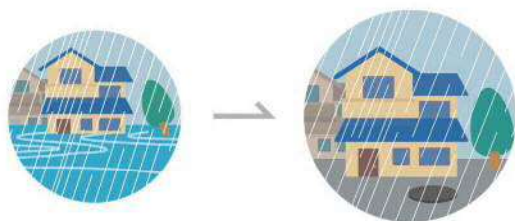
下水道がない時代は、よごれた排水で川と海が汚染され魚が住めなくなりました。下水道はよごれた水を集めてキレイにして、川と海に放流します。

### 仕組み

わたしたちが使っている水は地球上を循環しています。下水道はわたしたちが使った汚水をキレイにして川・海に戻します。また、降った雨水を速やかに川・海へ放流して安全を守ります。

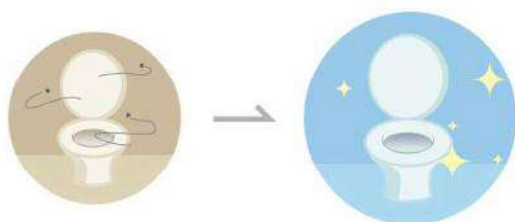






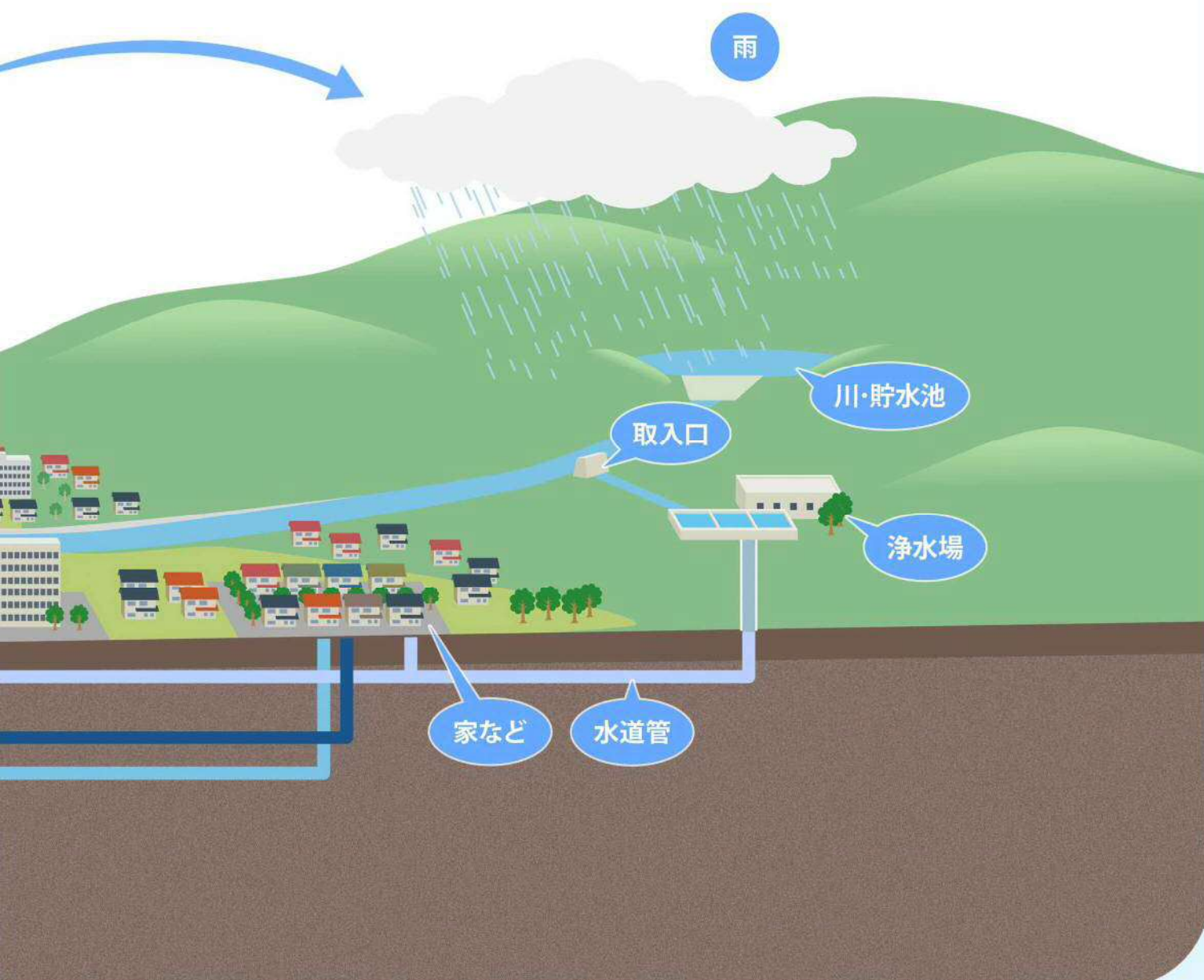
### まちを浸水から守ります

下水道がない時代は、大雨が降るとまち中に雨があふれ、家や財産を流してしまいました。下水道は降った雨を速やかに集めて川や海に放流し、まちを浸水から守ります。



### 清潔で健康な生活を守ります

下水道がない時代は、人間の汚物がまち中にあふれ悪臭や蚊・ハエが発生して伝染病がまん延していました。下水道は水の手力で汚物を集め、微生物の手力でキレイにします。



## 2-3 組織体制

職員数は、処理施設の運転管理を民間業者に委託することによって、平成19年度と比較して令和3年度は、半数の19名（技術職17名，事務職2名），2課5係制で運営しています。

組織名	主な業務
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">下水道課</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">管理係</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">工事係</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">維持係</div> </div> </div>	<p>事務，下水道使用料及び手数料，財政計画及び資金計画，予算，決算及び財務諸表の作成，原価計算，経営分析，企業債及び一時借入金等</p> <p>都市計画決定及び事業決定，新設及び改良工事の施工等</p> <p>下水道施設等の維持管理，河川，海岸の環境美化，排水設備，除害施設及び特定施設の設置の指導監督，法定外公共物（水路），開発行為等に伴う事前協議等</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">下水処理場</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">管理係</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">施設係</div> </div> </div>	<p>事務，整備計画等</p> <p>芦屋下水処理場，南芦屋浜下水処理場及びポンプ場の維持管理，兵庫東流域下水污泥処理の手続き等</p>